（三十三）	スチレン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一　作業条件の調査 二　医師が必要と認める場合は、血液像その他の血液に関する精密検査、聴力低下の検査等の耳鼻科学的検査、色覚検査等の眼科学的検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）及び血清ガンマ－グルタミルトランスペプチダーゼ（γ－ＧＴＰ）の検査を除く。）、特殊なエツクス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査
（三十四）	一・一・二・二－テトラクロロエタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一　作業条件の調査 二　医師が必要と認める場合は、白血球数及び白血球分画の検査、神経学的検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は肝機能検査（血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）及び血清ガンマ－グルタミルトランスペプチダーゼ（γ－ＧＴＰ）の検査を除く。）
（三十五）	テトラクロロエチレン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一　作業条件の調査 二　医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）及び血清ガンマ－グルタミルトランスペプチダーゼ（γ－ＧＴＰ）の検査を除く。）又は腎機能検査
（三十六）	トリクロロエチレン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一　作業条件の調査 二　医師が必要と認める場合は、白血球数及び白血球分画の検査、血液像その他の血液に関する精密検査、ＣＡ19－９等の血液中の腫瘍マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）及び血清ガンマ－グルタミルトランスペプチダーゼ（γ－ＧＴＰ）の検査を除く。）、腎機能検査、特殊なエツクス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査

（新設）		
（新設）		
（新設）		
（新設）		